

## 10

## セーフティーネットについて

当組合は「生命保険契約者保護機構」「損害保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第266条（保険契約の移転等における資金援助の申込み）に規定する同機構の補償対象加入に該当しません。あらかじめご了承いただいた上で、お申込いただきますようお願い申し上げます。

## 11

## 共済掛金・共済金額の変更について

- (1) 当組合が必要と認めた場合には、共済期間中であっても、この共済の共済掛金の追徴又は共済金の減額をすることがあります。
- (2) 共済期間中に共済金のお支払事由が集中して発生し、当組合がこの共済の計算基礎に影響を及ぼすと判断したときは、次の更新日より共済掛金を変更することがあります。

## ○ その他ご注意いただきたい重要な事項

## 1

## お申込みの際にご注意いただくこと

\* パンフレット・事項説明書をお読み頂き、申込書のご記入内容を十分お確かめの上、記名押印をお願いします。

## 2

## お申込み後にご注意いただきたいこと

\* お申込みを受付、診査・加入承諾後に「加入証書及び掛金払込案内」を共済加入者様あてにお送りします。お手元に届きましたら、記載されている内容をご確認のうえ、掛金を払込期日までにお支払いください。また、「加入証書及び掛金払込案内」はお手元に保管してください。もし、加入証書が申込内容と相違している場合等、ご不明な点などありましたら、当組合までご連絡ください。

## 3

## 給付金のご請求のお手続きについて

\* 給付金等支払い事由が発生したときは、速やかに当組合(03-3634-7858)にご連絡ください。また、このホームページに掲載されている所定の手続きに沿って、給付金請求書類を当組合宛にお送りください。

## 4

## 控除証明書について

\* この商品の共済掛金は所得税控除（生命保険料控除）の対象とはなりません。

～ご不明な点は、お気軽に以下へお問い合わせください～

## 友愛共済協同組合：共済係

〒130-0026 東京都墨田区両国4-37-2 TKFビル4階

TEL 03-3634-7858 FAX 03-6908-7611

（営業時間 月～金 午前9:00～午後5:00 土日・祝日・年末年始を除く）